

審 査 基 準

平成25年3月28日作成

法 令 名 : 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令
根 拠 条 項 : 第3条の3
処 分 の 概 要 : 運搬証明書の再交付
原 権 者 (委 任 先) : 島根県公安委員会
法 令 の 定 め : 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第17条第5項 (運搬証明書の再交付)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 2日
申 請 先 : 申請者は、直接又は関係都道府県の危険物担当課を通じて生活安全企画課
問 い 合 わ せ 先 : 島根県警察本部生活安全部生活安全企画課 (電話0852-26-0110)
備 考 :